

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社北陽	大阪府大阪市東淀川区菅原 7 - 1 - 2 1

2 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 2 5 日から令和 7 年 1 2 月 2 4 日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社北陽は、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで大阪府より、建設業法第 2 8 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく営業停止処分（2 5 日間）及び同法第 2 8 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく指示処分を受けた。

また、同社は経営事項審査において、虚偽の記載を行った。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 4 月 1 日付建設省営管第 1 2 4 号）別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 1 3 号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1 3 指定区域※内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内